

高鍋町水道事業給水条例施行規程

平成10年4月1日
企業管理規程第1号
改正 平成20年10月17日
企業管理訓令第1号
平成21年2月27日
企業管理訓令第1号
令和6年3月28日
企業管理訓令第2号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、高鍋町水道事業給水条例（平成10年高鍋町条例第8号以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(世帯及び箇所の変義)

第2条 条例第4条に定める世帯とは、独立家屋又はこれと同等の機能を有するアパート及び会社の寮の一室をいい、箇所とは、住居、事務所たるとを問わず独立家屋又は共用設備等で明確な所有者及び代表者を有するものをいう。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第3条 条例第5条に規定する給水装置の新設、増設、改造の申込みは「給水装置工事申込書」の提出をもって行う。

(給水装置使用材料)

第4条 管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）は、条例第8条第2項に定める設計審査又は工事検査において、高鍋町指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第4条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(利害関係人の同意書等の提出)

第5条 条例第8条第3項の規定により提出する利害関係人の同意書等は、次の区分による。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、当該給水装置所有者の「給水管所有者分岐同意書」（給水装置工事申込書）

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。「土地家屋使用承諾書」（給水装置工事申込書）

(3) その他必要があるときは、利害関係人の同意書、又は申込者の「誓約書」（給水管及び給水用具の指定）

第6条 条例第9条の規定の基づく構造及び材料の指定は、次の基準により行う。

この場合において、管理者は指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 配水管からの分岐は、口径200ミリメートル以下の配水管からとし配水管の口径を上回る給水管の分岐をしてはならない。
- (2) 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。
- (3) 配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (4) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (5) 水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (6) 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (7) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (8) 水槽、プール、流し、その他の水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられること。

2 条例第9条の規定により管理者が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が附されているもの
- (2) 製品が政令第4条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
- (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第4条に定める構造、材質基準への適合性を証明したもの

3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、前各号の規定により管理者が指定した材料以外の材料を使用することができる。

4 管理者は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料を制限することがある。

5 給水管の口径に比し、著しく大量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事務所等の構築物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所、その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。

この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水タンクの入口の逆止弁とする。

（給水管の口径）

第7条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさにきめなければならない。

(給水管埋設の深さ)

第8条 給水管は、公道内の車道では120センチメートル以上、歩道部分においては道路管理者が許可すれば100センチメートル以上で許可がない場合は120センチメートル以上、私道内においては車の歯止めにかかる場合は、120センチメートル以上、歯止めにかからない場合は60センチメートル以上、ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(給水管材料の特例)

第9条 配水管又は道路に布設されている他の給水装置から止水栓までの部分の給水管については、次の各号に定めるところにより、当該各号に定める材料を使用しなければならない。

- (1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 水道用ポリエチレン管、耐衝撃性硬質塩化ビニール管、水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管
- (2) 口径が75ミリメートル以上の給水管 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、管理者がやむを得ないと認めた場合は、前各号に定める材料以外の材料を使用することができる。

(工事費の算出方法)

第10条 条例第10条に規定する工事費の算出方法は、次の各号の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 材料費は、その工事に使用する材料の数量に、管理者が定める単価を乗じて算出する。ただし、燃料接合材料等の使用数量の僅少なものの費用は、そのつど管理者が定める。
- (2) 労力費は、管理者が別に定める歩掛表により算出する。ただし、これによりがたい場合は、そのつど管理者が定める。
- (3) 道路復旧費は、道路管理者が定めるところによる。ただし、その定めがない場合は管理者が定める。
- (4) 間接経費（設計費、損料及び事務費）は、材料費と労力費の合計額に、管理者の定める率を乗じた額とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、その額を減免することができる。

(危険防止の措置)

第11条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、町の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれのある管、又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具、若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。

6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

(給水管防護の措置)

第12条 開きょうを横断して給水管を配管するときは、その下を配管することとしやむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 電蝕又は衝撃のおそれのある箇所に配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、埋設にかかわらず防護措置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所、または温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

第3章 給 水

(給水の申込)

第13条 条例第14条に規定する給水の申込みは、「給水申込書」の提出をもって行う。

(代理人の選定届等)

第14条 条例第15条に規定する給水装置の所有者の代理人選定又は変更の届出は「代理人選定(変更)届」により行う。

(メーターの設置位置等)

第15条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

(1) 原則として、建築物の外であって当該建築物の敷地内で官民境界から1メートル以内

(2) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所

(3) 衛生的で損傷のおそれがない場所

(4) 水平に設けることができる場所

(メーターの設置基準)

第16条 条例第17条第1項の規定によるメーターは、1戸1事務所又は1箇所に1個設置するものとする。

2 条例第17条第2項に規定する受水槽を設け給水を受ける集合住宅等でその建物の所有者、又はその管理人の申出により、各戸ごとにメーターの検針、料金の徴収を希望する場合は、その者との契約により各戸ごとにメーターを設置することができる。

(メーターの貸与)

第17条 条例第18条の規定によりメーターの貸与を受けた者は、メーターの設置場所にその点検又は機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 前項の規定に違反したときは、貸与を受けた者に原状回復を命じ、履行しないときは、町が施工してその費用を徴収することができる。

3 管理者が必要と認めるときは、メーターの設置場所を変更することができる。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 条例第19条各号の規定による届け出は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 給水装置の使用を中止しようとするときは、「給水中止届」の提出をもって行う。
- (2) メーターの口径を変更しようとするときは、「給水装置工事申込書」の提出をもって行う。
- (3) 用途の変更をしようとするときは、「給水装置用途変更届」の提出をもって行う。
- (4) 消火演習に消火栓を使用するときは、「消火栓演習使用届」の提出をもって行う。
- (5) 給水装置所有者に変更があったときは、「給水装置所有者変更届」の提出をもって行う。
- (6) 消火栓を消火に使用したときは、「消防用水使用届」の提出をもって行う。

(給水装置及び水質検査の請求)

第19条 条例第23条第1項の規定による検査請求は、「給水装置、水質検査請求書」の提出をもって行う。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第20条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、宮崎県小規模簡易専用水道の維持管理等に関する指導要綱（昭和61年4月1日定め）に定める管理基準に基づいた管理、及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

第4章 料金及び手数料

(予定日、期及び検針区)

第21条 条例第26条第2項に規定する期は、次に掲げる検針期間内の予定日にメーターの検針を行う日をいう。

期	検針区	検針期間	期	検針区	検針期間	期	検針区	検針期間
第一期	A	4月1日	第三期	A	8月1日	第五期	A	12月1日
		4月30日			8月31日			12月31日
	B	5月1日		B	9月1日		B	1月1日
		5月31日			9月30日			1月31日
第二期	A	6月1日	第四期	A	10月1日	第六期	A	2月1日
		6月30日			10月31日			2月28日
	B	7月1日		B	11月1日		B	3月1日
		7月31日			11月30日			3月31日

2 検針区域の区分は、管理者が別に定めるところによる。

(給水負担金の納入等)

第22条 条例第27条に規定する給水負担金の納入については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水負担金は、設置するメーターの口径を決定したときにその金額を算定し、その額を納入通知書により期限を定めて納入すること。
- (2) 団地造成、道路舗装等で宅地内に止水栓までの取出し工事を先行する場合は後日において宅地内の給水装置工事申込みのときに納入すること。
- (3) 1戸又は1所帯に、2個以上設置されているメーターを統合する場合は、統合後のメーターとの口径に応ずる差額を納入すること。
- (4) 同一敷地内において既存の建物をとりこわし、その跡に建物を建てる場合は、新しく布設されるメーター口径に応ずる給水負担金から旧メーターの口径に応ずる給水負担金を控除した額を納入すること。この場合給水装置の既存権利はその所有者を確認し、その所有権を証明するものを提出しなければならない。
- (5) 国及び地方公共団体が行う道路拡幅等による建物の移転で旧給水装置を撤去し、新たに他の場所に給水装置を新設する場合の給水負担金は、新たに布設するメーターの口径に応ずる給水負担金から旧メーターの口径に応ずる給水負担金を控除した額を納入する。この場合給水装置の既存権利はその所有権を確認しなければならない。
- (6) 集合住宅等の給水負担金については、布設するメーターの口径に応ずる金額を納入すること。

(料金算定の特例)

第23条 特別の理由により料金を変更する場合の計算方法その他必要なことについては、別に管理者が定めるものとする。

(水量の認定)

第24条 条例第28条の規定による使用水量は、次の各号の1による。ただし、所有者、管理人、及び使用者の責に帰すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 前3カ月の使用水量を考慮すること。
- (2) 前年度同期の使用水量を考慮すること。
- (3) 前2号によりがたいときは見積もりによること。

(料金の納入期限)

第25条 料金の納入期限は、月分の料金については翌月の28日とする。

第5章 雑 則

(その他)

第26条 この規程の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 高鍋町水道事業給水条例施行規程（昭和50年4月1日企業管理規程第1号。以下「旧規程」という。）は廃止する。

(経過規定)

- 3 この規程の施行の際、旧規程の規定によってなした届出、請求その他の手続き

は、それぞれこの規程の相当規定によってなしたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。